

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令

[最終改正 令和7.12.12 京都府警察本部訓令第29号]

(概要)

この訓令は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めたもので、昭和57年12月21日から施行しています。